

議案第34号

関西文化学術研究都市建設等に係る木津川市税条例の特例に関する条例
の一部改正について

関西文化学術研究都市建設等に係る木津川市税条例の特例に関する条例（平成19
年木津川市条例第58号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和4年6月6日提出

木津川市長 河井 規子

提案理由

「所得税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第8号）」の公布により「租税
特別措置法（昭和32年法律第26号）」の一部が改正されたことに伴い、所要の改正
を行うものです。

木津川市条例第 号

関西文化学術研究都市建設等に係る木津川市税条例の特例に関する条例
の一部を改正する条例

関西文化学術研究都市建設等に係る木津川市税条例の特例に関する条例（平成19年木津川市条例第58号）の一部を次のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>（特例措置） 第2条 （略）</p> <p>2 前項に規定する研究施設用固定資産のうち特例措置の対象となる固定資産は、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第44条第1項の適用を受ける償却資産若しくは家屋又はその敷地である土地（建設計画の承認の日以後において取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地に限る。）とする。</p>	<p>（特例措置） 第2条 （略）</p> <p>2 前項に規定する研究施設用固定資産のうち特例措置の対象となる固定資産は、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第44条第1項又は第68条の<u>19</u>第1項の適用を受ける償却資産若しくは家屋又はその敷地である土地（建設計画の承認の日以後において取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地に限る。）とする。</p>

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の関西文化学術研究都市建設等に係る木津川市税条例の特例に関する条例第2条第2項の規定にかかわらず、所得税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第8号）附則第14条第2項に規定する法人の令和4年4月1日前に開始した事業年度において新設し、又は増設した特定研究施設については、なお従前の例による。